

津市環 保 第 591 号

平成 30 年 10 月 12 日

三重県知事 鈴木 英敬 様

津市長 前 葉 泰



(仮称) ウインドファーム津芸濃事業に係る計画段階環境配慮書
に対する意見について (回答)

このことについて、平成 30 年 9 月 11 日付け環生第 16 - 38 号でご照会のあり
ました (仮称) ウインドファーム津芸濃事業に係る計画段階環境配慮書に対す
る環境の保全の見地からの意見について、別紙のとおり回答します。

津市環境部環境保全課環境保全担当

電話番号 059-229-3140

FAX 059-229-3354

E-mail 229-3140@city.tsu.lg.jp

(仮称) ウインドファーム津芸濃事業に係る計画段階環境配慮書に対する意見

1 総論

- (1) 対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備及び取付道路等の付帯設備（以下「風力発電設備等」という。）の配置等の検討に当たっては、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、反映させること。
- (2) 市民との協働によるまちづくりの推進を図るため、その基本となる市民への情報提供、透明性の確保の観点から、環境影響評価に関する情報を積極的に提供し、理解を得ながら事業を進めること。また、その際は丁寧かつ十分な説明を行うこと。
- (3) 環境影響評価を行う過程において、項目の選定及び手法の選定等に係る事項に新たな事情が生じたときは、必要に応じ、選定項目及び選定手法等を見直すとともに、追加的に調査、予測及び評価を行うなど適切に対応すること。
- (4) 環境影響の予測にあたっては、できる限り定量的な手法を用いて評価すること。
- (5) 事業実施想定区域の周辺においては、現在計画中のものを含め、本事業と同様の風力発電事業が複数確認されており、これらとの累積的な環境影響が懸念される。このことから、稼働中及び計画中の風力発電設備等のうち、本事業との累積的な環境影響が懸念される要素については、今後、環境評価図書等の公開情報の収集や他事業者との情報交換等に努め、累積的な環境影響について適切な予想及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等の配置等を検討すること。
- (6) 風力発電事業は、地球温暖化の原因とされる温室効果ガスを排出しないクリーンで安全な再生可能エネルギーの一つである一方で、その開発行為により森林面積が減少し、貴重な動植物の生息環境が失われることも予測される。事業の実施にあたっては、対象事業実施区域内の適正な管理方法や、区域内に生息する希少な動植物の保全措置等について十分検討を行い、可能な限り多くの自然環境が保全されるよう検討すること。

2 各論

(1) 大気質

工事については、環境負荷の少ない車両等を利用するとともに、工事車両や重機の稼働による影響を十分に考慮すること。

(2) 騒音及び超低周波音等の影響

風力発電施設においては、騒音及び超低周波音による周囲への影響について不安視する声もあることから、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、最新の知見等に基づき適正な環境影響の調査、予測及び評価を行うこと。また、評価の結果、騒音等の影響が懸念される場合においては、影響が回避又は低減するよう風力発電設備等の配置等を検討すること。

(3) 風車の影

事業実施想定区域の周辺には複数の住居が存在しており、特に事業実施想定区域から1km範囲内には住居として利用されている可能性が高い建築物が9個（3軒）存在し、供用時における風車の影による生活環境への重大な影響が懸念される。このことから、風力発電設備等の配置等の検討にあたっては、住居への影響について適切に調査及び予測を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居から隔離するなど、風車の影による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

(4) 水環境

事業実施想定区域及びその周囲には河川が存在し、建設機械の稼働や造成等の施工により高濁度の濁水が発生し、下流河川の西畑川及び長野川の表流水を原水とする美里平木浄水場及び片田浄水場の運転及び水道水質に影響を及ぼす恐れがある。また、長野川、中出川等は農業用水としての利水があり、営農への影響が懸念される。配慮書段階では、設備配置や工事計画が決定していないため、計画段階配慮事項として選定されていないが、今後の方法書以降の手続きにおいては、事業特性や地域特性を踏まえて適切に調査、予測及び評価を行い、河川への影響が懸念される場合には具体的な環境保全措置についても記載すること。

(5) 鳥類に対する影響

事業実施想定区域において、クマタカ等の希少猛禽類の生息情報があることから、風力発電設備の稼働に伴うバードストライク等による鳥類への影響を極力回避・低減できるよう風力発電設備等の配置等を検討し、適切な環境保全措置を講じること。

(6) 植物及び生態系に対する影響

事業実施想定区域内の森林及び低木・草地環境に生育する重要な植物について、詳細な調査、予測を行い、生育環境が変化する可能性があれば、適正な環境保全措置を講じること。

(7) 景観

眺望景観への影響予測結果によれば、「経ヶ峰」及び「錫杖湖展望台」の2地点において眺望景観への影響が生じる可能性が予想されるとあるが、津市景観計画では、森林景観の保全のための景観形成方針として、「雄大で美しい森林景観の保全に努め、これらの山並みへの眺望の保全や調和を大切にした景観形成を図る」と定めており、また、「経ヶ峰」を含む山並みは、「市民が愛着や誇りを、来訪者が安らぎや魅力を感じるような景観の形成を図る」と定めていることから、眺望への影響に配慮すること。

(8) 人と自然との触れ合い活動の場

事業実施想定区域の周辺には、経ヶ峰、錫杖湖畔キャンプ場、落合の郷等の人と自然との触れ合い活動の場が複数存在しており、地形改変及び施設の存在等により利用性や快適性等への影響が懸念される。

今後、方法書以降の手続きにおいて、事業特性や地域特性を踏まえて適切に調査、予測及び評価を行い、人と自然との触れ合いの活動の場に係る影響が懸念される場合には、適正な環境保全措置を講じること。

また、経ヶ峰は古くから地理的にも歴史的にも津市安濃地域のシンボルとして、市内・市外を問わず、多くの登山客が日々訪れる場であり、これら経ヶ峰を訪れる愛好者の方々や関係機関等の尽力によって、景観はもとより登山道、休養施設及びトイレ等の各施設を自主的・自発的に手厚く維持管理されている場であり、当該区域における大きな観光資源でもある。このことから、地元住民のみならず多くの人々によって経ヶ峰の自然環境が大切に保全されている点を考慮し、これらの人々から寄せられる意見又は要望に対して真摯に対応すること。

(9) その他

事業実施想定区域及びその周囲は、津市鳥獣被害防止計画に定めるニホンジカ、イノシシ及びニホンザル等の対象鳥獣の生息する場所であり、本事業の実施に伴いこれらの種の生息環境が変化すると考えられる。このことから、生息地利用状況の調査を行い、事業実施後における生息地利用状況の変化の予測評価を行うこと。また、予測評価の結果、生息地を失ったことによる対象鳥獣が、里山や住民生活域に著しい影響が認められる場合には、保全対策等を講じること。